

富田林市小規模企業融資《略称：府連携》のご案内

【大阪府市町村連携型融資制度】

富田林市では、市内で事業を営む方が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、大阪府と連携し、大阪信用保証協会の保証を付してあっせんしています。

1. 利 用 資 格

市内において、原則として同一場所で6ヶ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者のうち、具体的な事業計画を持っており、金融機関等による金融サポート等を受けることができる方で、融資後、金融機関の求めにより、決算書（確定申告書）を提出できる方。

小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です。

- ・ 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）は5人）以下の会社・個人
- ・ 常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
- ・ 法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください。）

下記のいずれかに該当する場合は、この融資を受けられません。

- (1) 業種が農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの場合
- (2) 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合
- (3) 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない方の保証人となっている場合
- (4) 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付債権等に延滞等の債務不履行等がある場合
- (5) 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付債権等に延滞等の債務不履行等がある方の保証人となっている場合
- (6) 原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- (7) 金融機関と取引停止中、又は第1回不渡発生後6ヵ月を経過していない場合
- (8) 暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みの際し、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在する場合
- (9) 融資対象設備を富田林市外に設置する場合
- (10) 許認可および登録等を必要とする事業で当該許認可および登録を受けていない場合

2. 取 扱 金 融 機 関

○り そ な 銀 行 富 田 林 支 店
○関 西 み ら い 銀 行 富 田 林 支 店
○関 西 み ら い 銀 行 喜 志 支 店
○関 西 み ら い 銀 行 大 阪 狭 山 支 店
○池 田 泉 州 銀 行 金 剛 支 店

○池 田 泉 州 銀 行 喜 志 支 店
○紀 陽 銀 行 富 田 林 支 店
○大 同 信 用 組 合 富 田 林 支 店
○成 協 信 用 組 合 富 田 林 支 店

3. 融資限度額及び融資条件

(1) 融資限度額 600万円（注－1）

（注－1）既存の保証協会付融資との融資残高【根保証においては融資極度額】との合計で、2,000万円の範囲内となる額。

(2) 融資条件

- ◆ 資金使途（注－2）：運転資金・設備資金
- ◆ 融資利率（注－3）：年1.3%（固定利率）
- ◆ 融資期間：7年以内
- ◆ 据置期間（注－4）：6ヶ月以内
- ◆ 返済方法：毎月元金均等分割返済
- ◆ 信用保証料率（注－5）：大阪信用保証協会の定める料率

（注－2）設備資金の場合、原則として設備工事等の着手確認が必要です。

なお、設備工事完了後、必要に応じて実地調査を行う場合があります。

（注－3）融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に窓口で必ずご確認ください

（注－4）据置期間中は、利子のみの返済となります。

（注－5）決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が商業登記簿謄本等により確認できる会社については、協会の定める料率から0.1%割引になる場合があります。

なお、個人事業者であり、業歴1年以上かつ当該事業に係る所得税、事業税、府・市町村民税（所得割）のいずれかを完納しており、原則他の保証付き融資を利用していない方は、定率の信用保証料（年1.0%）の対象となる場合があります、別途納税証明書が必要な場合があります。

4. 連帯保証人

次のとおり必要です。（注－6）

	個人	法人	組合
連帯保証人	原則として不要	原則として 法人代表者のみ必要	原則として 代表理事のみ必要

（注－6）次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を持つ方
- ・事業継承予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

5. 信用保証料及び利子補給

融資実行後、信用保証料を一括で支払われた方には信用保証料の1/2を補給します。
また、約定どおり融資を完済した方については、約定利息の1/2を補給します。
※融資実行中もしくは完済後に事業所を市外へ移転した場合は、補給できません。

6. 申込に必要な書類

富田林市所定の「融資申込書（信用保証委託申込書）」及び次の添付書類が必要です。

必要書類については、個人番号を記載していない書類（個人番号を黒塗りした書類を含む）を提出してください。

なお、提出された融資申込書類等はお返しできませんのでご了承ください。（注－７）

添 付 書 類		確認欄
(1) 信用保証委託契約書（注－８）（貸付実行時に作成のうえ提出）	1	
(2) 申込人（企業）概要	1	
(3) 資産・負債および収入・支出	1	
(4) 保証人等明細	1	
(5) 小規模資金申込に係る融資残高申告書	1	
同意書（それぞれ当該保証に関連する個人１名につき各１枚必要） ・個人情報の取扱いについて（協会用） (6) ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用） ・富田林市小規模企業融資に伴う取扱いに関する同意書（市用） ・富田林市小規模企業融資に伴う取扱いに関する同意書（金融機関用）	各 1	
(7) 法人の場合	履歴事項全部証明書（発行後３ヶ月以内のもの） ※保証協会用１通・金融機関用１通	2
	決算書及び附属明細書（写）（決算を２期以上している場合は直近２期分） ※保証協会用１通・金融機関用１通	2
	確定申告書（写）【別表１・４・５など】 （決算を２期以上している場合は直近２期分） （※１）受信通知（メール詳細）または申告事実が確認できるもの（注－９） （※２）保証協会用１通・金融機関用１通	2
(8) 個人の場合	確定申告書（写）（２期以上している場合は直近２期分） （※１）受信通知（メール詳細）または申告事実が確認できるもの（注－９） （※２）保証協会用１通・金融機関用１通	2
(9) 印鑑証明書（発行後３ヶ月以内のもの）申込人及び連帯保証人（法人代表者）	各 1	
(10) 納税証明書等（注－１０）次頁参照	1	
(11) 事業計画書	1	
(12) 新規事業資金の場合、新規事業計画書（注－１１）	該 当 す る も の 各 １ 通	
(13) 設備資金の場合は、契約書（写）見積書（写）等		
(14) 別に定める風俗営業を行っていないことの宣誓書（飲食店業者のみ）		
(15) 営業に際して、必要となる許可可・届出書等の写し（必要業種のみ）		
(16) 申し込み時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）住民票抄本（発行後３ヶ月以内のもの）（前住所が確認できるもの）		
(17) 申込人（法人にあっては代表者）及び連帯保証人が外国人の場合は、在留資格が確認できる住民票抄本（発行後３ヶ月以内のもの）。ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。		
(18) 申込人が本名以外の通称を使用している場合、同一人であることの念書		
(19) 合名会社の場合、保証付借入についての全社員の同意書		
(20) 組合・医療法人の場合、借入についての理事会議事録		
(21) その他必要と認められる書類		

（注－７）「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証印鑑登録証明書等）を求められることがあります。

（注－８）運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間又は据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は２通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人、保証人とも必ず自署捺印してください。

（注－９）申告事実が確認できるものとは、①所得税・法人税に係る納税証明書（その１またはその２）②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの等を指します。

注意：平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報の取扱いについて（協会用）・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）・富田林市小規模企業融資に伴う個人情報取扱いに関する同意書（市用）・同（金融機関用）の4種類があり、ともに申込人・連帯保証人毎に添付が必要です。添付がない場合は、申込受付ができません。

（注－１０）納税証明書等は、次表の中から選んでください。

- １．所得税（その１又はその３）
- ２．法人税（その１又はその３）
- ３．府・市町村民税（所得割又は均等割）（注－１１）（注－１２）
- ４．法人府民税（法人税割又は均等割）
- ５．法人市町村民税（法人税割又は均等割）

上記いずれかの当該事業に係る納税証明書１通

なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、
１～５いずれかに係る納税状況を証する書類

（注－１１）新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。）を行う資金」をいいます。

（注－１２）課税額ゼロの場合のみ、課税証明書（ゼロ証明）による取り扱いが可能です。

（注－１３）府・市町村民税で地方税法の規定により、障害者控除又は寡婦（夫）控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で府・市町村民税の所得割のあるものとみなします。

５．受付及び申込用紙等の配布場所

大阪府富田林市桜ヶ丘町２番８号

すばるホール ４階 産業部 商工観光課

TEL（０７２１）２５－１０００（代表） 内線４８１

- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、信用保証協会及び取扱金融機関が審査し、保証及び融資の諾否、決定金額について通知します。
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。
このような代行業者は、富田林市及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことになりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。
- 融資の決定に際しては、資金使途・業績・財務内容・資産等を総合的に勘案して判断いたします。
ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
この案内書について、不明なところは窓口でお気軽におたずねください。